

各 位

東京税関本関における通関処理体制の変更について

以下のとおり、東京税関本関の通関部門の担当事務を変更しますので、お知らせします。

1. 変更日

平成30年4月1日（日）

2. 通関部門担当事務の変更（変更箇所：下線部）

変更後		現行	
部門名	分掌事務	部門名	分掌事務
通関第1部門	輸入貨物 01～21 類 (自由化申告については、横持ち申告に限る)	通関第1部門	輸入貨物 01～21 類
通関第2部門	輸入貨物 22～40 類 (自由化申告については、横持ち申告に限る)	通関第2部門	輸入貨物 22～40 類
通関第3部門	輸入貨物 41～71 類 (自由化申告については、横持ち申告に限る)	通関第3部門	輸入貨物 41～71 類
通関第4部門	輸入貨物 72～97 類 (自由化申告については、横持ち申告に限る)	通関第4部門	輸入貨物 72～97 類
通関第5部門	輸出貨物及び輸出入 380・381 (※それぞれ自由化申告を含む。) 輸入貨物（個人通関貨物）	通関第5部門	輸出貨物及び輸出入 380・381 輸入貨物（個人通関貨物）
通関第6部門	輸入貨物 01～97 類 (注) (自由化申告（横持ち申告は除く）に限る)		

注) 本関が蔵置官署となる自由化申告の貨物確認は、次の貨物については通関第6部門が担当し、その他の貨物については通関第1部門から通関第4部門までが担当します。

- ・定率法第14条第18号該当貨物
- ・定率法別表の付表第2該当貨物

3. NACCS部門コード

《東京税関（本関）（官署コード：1A）》

部門名	部門コード	担当分類等
通関第1部門	01	輸入 01～21 類（Sea-NACCS による申告）※自由化申告は横持ち申告に限る
通関第2部門	02	輸入 22～40 類（Sea-NACCS による申告）※自由化申告は横持ち申告に限る
通関第3部門	03	輸入 41～71 類（Sea-NACCS による申告）※自由化申告は横持ち申告に限る
通関第4部門	04	輸入 72～97 類（Sea-NACCS による申告）※自由化申告は横持ち申告に限る
通関第5部門	05	輸出 01～97 類、輸出入汎用申請（380・381）（Sea-NACCS による申告） ※自由化申告を含む
収納課	06	官儀通関貨物
通関第6部門	36	輸入 01～97 類（Sea-NACCS による申告） ※自由化申告（横持ち申告は除く）に限る
特別通関部門	88	輸出入特別通関貨物（Sea-NACCS による申告） ※自由化申告は開庁時間外の申告に限る
特別通関部門	55	輸出入大額貨物（特別通関貨物を含む）、汎用申請（大額 381） （Air-NACCS による申告）
特別通関部門	77	輸出入少額貨物（特別通関貨物を含む）、汎用申請（380・少額 381・DOX） （マニフェスト通関申告を含む Air-NACCS による申告）

注1) あて先部門コードの入力

あて先部門は代表税番の類でシステムが自動的に払い出しますが、以下の申告につきましては自動的に払い出しされませんので、表記載のとおり「申告先種別」欄及び「あて先部門」欄の入力を願います。

区分	申告先種別	部門コード
自由化申告（横持ち申告は除く。）（Sea-NACCSによる申告）		
開庁時間内		36
開庁時間外 ※		88
開庁時間外の自由化申告（横持ち申告に限る）（Sea-NACCSによる申告） ※		88
東京港地区における税関官署の開庁時間外の申告 ※		
Sea-NACCSによる申告	T	88
Air-NACCSによる申告（大額）	T	55
Air-NACCSによる申告（少額）	T	77
展示等申告（Sea-NACCSによる申告）		15

※当該申告には申告貨物の搬入時間等が開庁時間外となる輸入予備申告及び搬入前輸出申告を含みます。

注2) 通関第6部門の部門コードは「36」です。「06」ではありませんのでご注意ください。

4. 4月1日前後における自由化申告（横持ち申告は除く。）の申告書類のあて先及び提出先部門

(1) 体制変更前の担当部門があて先部門となるもの

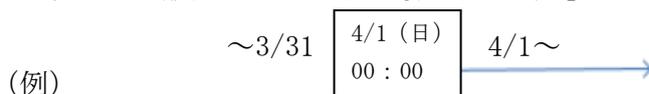
- ① 3月31日までの輸入申告
- ② 4月1日以降に本申告予定で、3月31日までに行われる予備申告
- ③ 3月31日までに行われたBPに係るIBP申告
- ④ 3月31日までに行われた引取申告に係る特例申告

※ 体制変更前の担当部門で許可された関係書類（1Y、2G等）については、4月1日以降においても、あて先部門（体制変更前の担当部門）に提出してください。

(2) 通関第6部門があて先部門となるもの

- ① 4月1日以降の輸入申告（予備申告を含む。）
- ② 3月31日までに蔵入承認された貨物に係る蔵出輸入申告

【自由化申告（横持ち申告は除く。）のあて先】



					提出先
(1) -①	IDC				1~4 部門
(1) -①	IDC (予)	IDC (本)			1~4 部門
(1) -②	IDC (予)		IDC (本)		1~4 部門
(1) -③	BP		IBP		1~4 部門
(1) -④	IDC (引取)		IDE (特例)		1~4 部門
(2) -①			IDC		6 部門
(2) -②			IDC (予)	IDC (本)	6 部門

5. 修正申告及び更正請求について

体制変更前の担当部門で輸入許可された申告に対する修正申告（事後調修正を含む。）及び更正請求については、体制変更前の担当部門で対応いたします。

問合せ先
 東京税関業務部通関総括第5部門
 TEL 03-3599-6318